

事務局案の説明

- ①原案内容は「JIS Z 8301」規格票の様式及び作成方法に沿った。
- ②技術的内容は、喫煙具協会様のご意見をいただいた。
- ③コメント番号の前の●は、WGでの検討内容とした。
- ④★印の記述は、22日のWGでの検討内容を反映した。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
	1 喫煙具協会	全般	全体を通して、「ライター」「ユーザー」「バーナー」等、一般的な長音記号表記にさせていただきたい。		ご指示どおり修正します。
●	2 喫煙具協会	全般	同じ文言が異なる表現になっている箇所が多数見受けられます。内容的に問題はないものの、精査し、統一した方が良いと思います。（例：maximum→最大、最高）		プレミキシングバーナ⇒プリミキシングバーナなどがあるが、修正すべき事項などの意見は事務局で整理し、事務局の責任でJISに反映する。
	3 荒木	全般	読点、句点の使用の統一。	読点の「，」「、」が混在、句点「。」の用法が不統一であるため。	事務局で統一します。
	4 荒木	全般	JIS「多目的ライタ」との用語の統一。	2. 14シールド「構成物」が、多目的ライターでは「構造物」 3. 6 「燃料充てん量」が、多目的ライターでは「燃料の容量容積」 3. 3. 5 火炎の高さの「操作力」が、多目的ライターでは「作動力」 3. 5 火炎の消火「アフターバーン」が多目的ライターでは「後燃え」など、用語の不統一があるため。 その他、用語の定義も不統一であり、混乱を招かない程度のすりあわせが必要ではないか。	両規格を精査して、適切な用語に合わせる。
●	5 森廣	全般	「内容積30立方センチメートル以下の容器内における液化ガスであって、温度35度において圧力0.8MPa以下のもの」と、いずれかの項目において、規定してはどうか。	ライターについては、高圧ガス保安法の適用を除外されるものがほとんどであると考えられるため、適用除外要件を規定してはどうか。	ISOとの整合上、そのままとしたい。 高圧ガス保安法については解説で述べることを検討していただきたい。 ★解説にその旨を記述する。
●	6 小澤	全般	各試験の試験数は明確にすべきではないか。	認定機関結果の整合性。	サンプル数等は、その企業の品質管理方法によって異なるため、規定できないのではないかと。 ★サンプル数等は、試験内容によって異なる場合があるので、各検査機関でのご判断に任せることとする。解説にその旨記述することとする。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
●	7 若井	目次	<p>英文では、5.9はElevated-temperature test、5.5はfuel compatibility test、5.10はInternal-Pressure test、ですが、夫々の訳語が、ライター安全仕様では5.9は耐熱性試験、5.5は燃料適性試験、5.10は圧力試験です。</p> <p>多目的ライターでは7.5は高温試験、7.8は燃料との親和性、7.9は内圧試験と、異なる。統一をお願いします。</p>		<p>・燃料適正試験、 ・内圧試験、 ・耐熱性試験に統一。 構造などの箇条名称も変更。 (たばこライターと多目的ライター同様とする。)</p>
●	8 事務局	規格の名称	<p>◎シガレットライターの規格名称 (ISO 9994) 「たばこライター—安全仕様」</p> <p>◎多目的ライターの規格名称 (ISO 22702) 「多目的ライター—安全仕様」</p>		<p>同時発行の規格は、解釈の違いが出ない様に同じ名称にすることが望ましい。また「シガレットライター」よりも「たばこライター」のほうが一般的と考える。たばこは本来外来語だが、例外的に平仮名を用いることができる。 (ただし、英文名は変更なしとしたい。)</p> <p>★業界での用語の使い方と、法令上とも問題ないのでJIS独自で決めて下さい。</p>
●	9 事務局	適用範囲	<p>◎たばこライターの適用範囲</p> <p>この規格は、たばこライターについて通常使用又は合理的に予測できる誤使用に関して、合理的な安全性を確保するための要件事項について規定する。</p> <p>たばこライターは、火炎発生装置であり、すべての火炎源と同じように、ユーザーに潜在的な危険源をもたらすことがある。すべての危険源を排除することはできないが、ユーザーに対するたばこライターの潜在的な危険源を最小限にするように意図されている。</p> <p>この規格は、一般にたばこライターと呼ばれる(2.1に定義されている。)すべての火炎発生装置の安全要求事項について規定する。ただし、たばこ、葉巻き及びパイプ以外のものに火をつけることを目的とした火炎発生製品には適用しない。</p>		<p>両規格の序文及び適用範囲の記載内容は異なるので出来るだけ併せた方が誤解が少なくなるため。 (ISO9994:2005がより新しい規格なので出来るだけ、ISO9994の記述内容に揃えたい。)</p> <p>多目的ライターの序文の警告文は、そのままとする。</p> <p>国際規格を直訳するのではなく意識することが重要と考える(文章の出入りは可能)。</p>

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
●	9 事務局	適用範囲	<p>◎多目的ライターの適用範囲 この規格は、多目的ライターについて通常使用又は合理的に予測できる誤使用に関して、合理的な安全性を確保するための要求事項について規定する。 多目的ライターは火炎発生装置であり、すべての火炎源と同じように、ユーザーに潜在的な危険源をもたらすことがある。すべての危険源を排除することはできないが、ユーザーに対する多目的ライターの潜在的な危険源を最小限にするように意図されている。 この規格は、一般に多目的ライターと呼ばれる（2.6に定義されている。）すべての火炎発生式消費者製品及び類似装置の安全要求事項について規定する。 ただし、たばこ、葉巻及びパイプ以外のものに火を点けることを目的とした火炎発生製品には適用しない。</p>		
●	10 喫煙具協会	タイトル	<p>ライター安全仕様 ↓ シガレットライター—安全規格</p>	<p>多目的ライターと区別し、たばこ用のライターの安全規格であることを明確にするため。</p>	<p>用語を「たばこライター」に統一する。ただし、安全規格とはしない。 （規格の名称中に“規格”は用いない決まりである。） たばこライターの名称については事務局案を参照。</p>
●	11 夏目	1/1	<p>1 適用範囲の注記 2 部分の修正あるいは附属書JAに追加</p>	<p>作成される規格が他の規格文書からの引用、あるいは条項を盛り込んでいることから、この規格の対応国際規格については、引用された規格文書の（修正を含む）最新バージョンが適用される、とした方が規程の追加あるいは改正に対応しやすいのではないだろうか。</p>	<p>元々JIS及びISO規格は、最新版を掲載する決まりとなっており、記述しなくても最新のデータが入るため、このままでよいと判断する。</p>
	12 喫煙具協会	2/2.11	<p>意図的又は積極的行為 ↓ 意図的かつ積極的行為</p>	<p>ISO9994では「or」ではなく「and」</p>	<p>“意図的でかつ積極的行為”に修正。</p>
	13 喫煙具協会	3/2.17	<p>状態から火炎 ↓ 状態からの火炎</p>	<p>入力ミス？</p>	<p>“状態からの火炎”に修正。</p>

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
●	14 森廣	2/2.3	「24℃でゲージ圧104kPaを超える」又は「24℃における蒸気圧が103kPaのゲージ圧を超える」のどちらかに統一してはどうか。	ライターでは、「24℃でゲージ圧104kPaを超える」とあり、多目的ライターでは「24℃における蒸気圧が103kPaのゲージ圧を超える」とあるため。(試験条件が23℃なのに、なぜ24℃なのでしょう。)	ISOに整合させるため、24℃はそのままとしたい。 104kPaか103kPaかは計算上の誤差(コンマ以下の切り上げ、切り下げ)だと思われる。 他の規格(ASTM)の数値に合わせ103kPaとしたい。(事務局で確認済み)
●	15 森廣	2/2.3	「n-ブタン」又は「ブタン」のどちらかに統一してはどうか。	ライターでは、「n-ブタン」とあり、多目的ライターでは「ブタン」とあるため。	法令名称には「n-ブタン」が多い。これに統一したい。
	16 若井	6/図3	名前の付け方が違うのではないのでしょうか。 Application of flame-control actuating force as specified in 3.3.5は、「3.3.5で指定される火炎調整操作力の例」		3.3.5で「図3参照」と明記しているため、図題への「3.3.5で指定される」の記載は不要。図4も同様に記載。
	17 森廣	7/3.6	「燃料充てん量」又は「燃料の容量容積」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	ライターでは「燃料充てん量」とあり、多目的ライターでは「燃料の容量容積」とあるため。	「Volumetric displacement」ですので「燃料充てん量」で統一したい。
	18 荒木	7/3.6と13/5.7	5.7.4.8の不合格基準「不合格：V1とV0比率が0.85以上」を3.6に準じた分かりやすい表記にする。	V1(燃料の充てん量)、V0(燃料容器の容量)で、 $V1/V0=0.85$ を超えることは燃料充てん量が多く不合格となるが、「比率」ではどちらを基準か分かりづらいため、表記に工夫が必要。また、不合格基準が「以上」か「超過」かが不明確。	「V ₁ (燃料の充てん容積)とV ₀ (燃料タンクの容積)との比が0.85以上であれば、不合格とする。」に修正提案。
	19 喫煙具協会	7/4	構造 ↓ 構造上の堅牢性に関する要求事項	単に「構造」ではなく、ISO9994の「Structural integrity requirements」に合った文言にした方が良いのでは。 当方の修正案文言にこだわるものではありません。	原文の訳としてはご指摘通りだが、ここはJIS Z 8301の規格の様式に沿って“構造”としたい。
	20 若井	7/4.2.3, 7/4.4.2, 7/4.5.2, 他多数。	「意図された方法で点火しないライターは、不合格としない。」：何ゆえこの条項があるのか、教えてください。	点火しないのならば、3.1~3.5の条項の試験ができないこととなりますが？	ISO規格の記述どおり。理由は不明だが「着火しない=安全の思想」ではないかと思われる。 (日本喫煙具協会様の参考ご意見)
	21 喫煙具協会	7/4.4.1	5.8によって3回落下させ、 ↓ 5.8によって落下させ、	わかり易くしたつもりですが、ISO9994と合っているかご確認願います。	原案にそって、“5.8によって3回別々に落下させ(1.5±0.1 m)、次の事項に耐えなければ…”としたい。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
22	喫煙具協会	7/4.5.1	及び非吸収性燃料が注入できる密閉タンクをもつ ↓ 及び密閉タンクをもつ	わかり易くしたつもりですが、ISO9994と合っているかご確認願います。	“非吸収性燃料が注入できる”を削除しても意味が同じならば、簡素化に賛成。
23	若井	7/4.5.1, 7/4.7.1	英文では、何れもshall be capable of withstandingですが、日本語では「耐えることができるものとする。」、「耐えなければならない。」と異なる。統一をお願いします。他の箇条での検討と統一化もお願いします。		4.5.1を「耐えなければならない。」の表現に変更。他の箇所も統一する。
25	森廣	11/5.5	「燃料適正試験」又は「燃料との親和性試験」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	ライターでは「燃料適正試験」とあり、多目的ライターでは「燃料との親和性試験」とあるため。	文章から「燃料適正試験」としたい。
26	森廣	12/5.6	「燃料注入試験」又は「再充てん試験」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	ライターでは「燃料注入試験」とあり、多目的ライターでは「再充てん試験」とあるため。	「Refiling」ですので「燃料充てん試験」とする。
27	森廣	12/5.6	燃料注入試験において、燃料漏れを測定する前に、試料を安定させる条件が規定されていないため、「 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 10時間の安定時間について」と規定してはどうか。	温度により容器内圧に違いが出るため。	ISOに整合上そのままとしたい。ガスライターの燃料タンクは小さいものが多く、燃料漏れがある場合はすぐにタンクが空になって測定できないため、安定時間の規定がないものと思われる。
24	森廣	15/5.10	「圧力試験」又は「内圧試験」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	ライターでは「圧力試験」とあり、多目的ライターでは「内圧試験」とあるため。	「Internal-pressure test」であるため、「内圧試験」に統一する。
● 28	森廣	16/5.10.4.2	圧力試験において、試験圧力を決めるために、製造業者が推奨する燃料の成分比を分析する必要があるか。	燃料の成分比が不明確で、試験条件である 55°C で発生する蒸気圧の2倍の内圧が幾らなのか分からない場合について、規定する必要はないでしょうか。	試験圧力を決めるために当該燃料の成分比データは当然必要である。 喫煙具協会様の検査制度では、規定はないが、試験機関で成分分析を行っている。ISOとの整合上、別途運用規則等で規定する方法もあると思われる。
29	若井	16/5.12.3.1	「この試験を完全に実施できない場合は、試験を不合格としない。」とはどういう意味か、教えてください。	理解できません。	ISO規格の記述どおりだが、理由は不明確。「連続燃焼試験の歩留まりを上げる意味ではないか。」
30	喫煙具協会	16/5.12.3.1	「手順は、次による。」を削除。	特に問題はありませんが、ISO9994にはないため。	規格様式に沿って追加した。そのままとしたい。(軽微な変更)
31	喫煙具協会	16/5.12.3.2	「手順は、次による。」を削除。	特に問題はありませんが、ISO9994にはないため。	規格様式に沿って追加した。そのままとしたい。(軽微な変更)

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
●	32 森廣	9/5.2.2.2 9/5.3.2.1 他多数	試験室の温度条件が、試験手順の中で規定されていないため、「23±2℃で少なくとも10時間置き」と安定条件のある試験の場合については、その後の行程における試験室の温度は23±2℃とすると規定してはどうか。	試料の温度変化を防ぐことにより、容器内圧を一定に保持させる必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘の内容は理解できるため、ISOとの整合上、問題がなければ追加しても良いと考える。関係者で要検討。 ★逆にきていすることにより、環境試験室を完備しないと試験できなくなる可能性があるため、ISOを尊重したい。解説に記述すべき。
	33 若井	10/5.3.2.7	「どんな場合でも5秒間に安定した火炎の高さを超える50mm以上の火炎の高さ、又は3.2に規定する・・・」→「どんな場合でも5秒間で安定した火炎の高さを超える50mm以上の火炎の高さ、又は3.2に規定する・・・」	この方が良いのでは？	若井委員のご意見どおりとする。
	34 喫煙具協会	11/ 5.5.2.1.1	密閉可能な容器 ↓ 密閉可能な容器。	入力ミス？ 太字で強調する必要はないと思います。	密閉可能な容器とする。 (JIS Z 8301に従って末尾は指示要求事項とします。) 以下同様。
	35 喫煙具協会	11/ 5.5.2.1.2	恒温槽とする。 ↓ 恒温槽。	「とする」は不要だと思います。	恒温槽 40±2℃・・・備えた恒温層とする。
	36 喫煙具協会	11/ 5.5.2.2.1	恒温槽とする。 ↓ 恒温槽。	「とする」は不要だと思います。	恒温槽 40±2℃・・・備えた恒温層とする。
	37 喫煙具協会	11/ 5.5.2.2.3	読み取ることができるもの。 ↓ 読み取ることができるはかり。	ISO9994では「Balance」	はかり 0.1 mgまで読み取れることができるものとする。
	38 森廣	12/ 5.5.3.2.5	燃料適性試験において、ガスライターは、23±2℃の条件下でガス漏れの試験を行うことになっているが、40℃28日間の期間中も漏れないことを規定してはどうか。	23℃の条件において漏れが毎分15mg以下、且つガスが空になっていない場合、40℃の条件において漏れが毎分15mgを超えても良いと判断される可能性があるため。	ISOに整合上そのままとしたい。 恒温槽内で且つ28日間常時観察することは難しいと思われる。(燃料漏れがいつ発生するか分からない) そのため、28日間後に燃料が空のものは不合格という判定手段をとっているものと思われる。 またここで、試験後、通常の使用環境(23℃)で危険なガス漏れがないかどうか確認したい。
●	39 喫煙具協会	12/ 5.5.3.2.6	意図した方法で ↓ 意図された方法で	5.5.3.2.7等、他の手順の表現と合わせるため。	規格の表現は、能動態が基本ですので「意図した方法」に統一したい。 ★その後WGで規定内容が変わらないので削除する事となった。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
● 40	森廣	12/ 5.5.3.2.6	燃料適性試験において、40℃28日の期間後に、点火しないライタを不合格としないか、良いか。	取扱説明書の要求事項に「50℃以上の高温にさらさない」とあるので、50℃未満の条件では、正常にライターが使用できるべきではないでしょうか。	ISOに整合上、そのままとしたい。 ○燃料適性試験は、燃料タンク等が長期間燃料に触れることにより、部材や溶着が劣化して燃料漏れを起こさないこと、劣化によって炎の高さや消火時間等に影響がないことを確認するもの。ISOが40℃、28日間にした経緯は不明だが、この試験のポイントは長期間の当該試験後に、通常の使用環境(23℃)において危険なガス漏れがないかを確認することだと思われる。 ○耐熱に関しては別途、耐熱試験(65℃で4時間)で確認している。 ○「点火しないライターを不合格としない」のは、この規格が安全規格であって、品質規格ではないからだと思われる。 ★危険な状態を起こさないために考えておく必要が有るかもしれないので、解説に記述する事とする。
● 41	森廣	12/ 5.5.3.2.6	燃料適性試験において、40℃28日間とあるが50℃で試験をする必要はないか。	取扱説明書の要求事項に「50℃以上の高温にさらさない」とあるため。	同上
42	森廣	12/ 5.5.3.2.6 、 5.5.3.2.8	3.1~3.5の確認は1回実施すればよいのではないか。	2回規定する必要があるのでしょうか。	ISOに整合上そのままとしたい。 5.5.3.2.6は燃料容器が透明なライター、5.5.3.2.8は不透明なライターに関する項目です。
43	森廣	12/ 5.6.3.1.4	燃料注入試験において、液体ライタの燃料漏れを観察する具体的な方法を規定してはどうか。	液漏れは目視によって確認できるが、気化して漏れたときに、どのように判断したら良いでしょうか。	ISOに整合上、そのままとしたい。 ○液体ライター(オイルライター)は構造上、燃料の気化(燃料漏れ?)を完全に防ぐことはできない。安全上問題となるような危険な大量の燃料漏れは液状の漏れであるため、目視による確認方法をとっていると思われる。
44	喫煙具協会	13/5.7.4.3	式の下「ここに、」を削除。	不要だと思いますが。	数式の規格様式どおりのため、このままとしたい。
45	喫煙具協会	13/5.7.4.8	式の下「ここに、」を削除。	不要だと思いますが。	数式の規格様式どおりのため、このままとしたい。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
46	森廣	14/5.8.3.1	落下試験において、「試料2は-10±2℃で24時間置き、その後23±2℃の温度にて安定させる」とあるが、23±2℃の温度についても安定時間（10時間）を規定してはどうか。	安定させる時間が規定されていないため。	多目的ライターに記述あり。ご指摘のとおり修正する。
47	喫煙具協会	17/6.2	カタログ ↓ 小冊子	ISO9994の「brochure」及び次の「pamphlet」は、具体的には使用方法、使用上の注意等を記載した取扱説明書を意味するもので、いわゆる製品カタログではないと思います。修正案は「小冊子」としましたが、他の適切な文言をご検討いただければ幸いです。	「小冊子」を修正提案とする。
● 48	喫煙具協会	17/6.2	製品の包装 ↓ 製品パッケージ	「製品の包装」では販売店の包装紙や袋と混同されるおそれがあるため。	通常、JISでは“包装”としている。 ★注記等で誤解の無い様に補足し説明する。
● 49	河村	17/6.2	「別個のカタログ」とあるが、「個別の」ではないか。また、カタログという訳語は正しくないのではないか。（カタログは製品を選ぶときに使用するもの）	左に同じ。 （全体的に、多目的ライタと同じ原文からの日本語訳は、同じものに統一すべき。他の項目も同様。）	喫煙具協会様からも同様な意見があった。 「取扱説明書」を修正提案とする。
● 50	河村	17/6.2～6.3	安全情報のうち、“子供から遠ざける”のセーフティーシンボルは、ライター本体への表示とすることが望ましい。	子供から遠ざけるという最重要な警告（シンボル）だけでも、本体のどこかに表示することとすべき。（これは、現在の使い捨てライターのように警告文が本体についている場合であっても、シンボルも付加すべきという意味です。本体についている場合の警告文は文字が小さいので、このシンボルは必要だと考えます。）	WGで要検討。 ★ISOでは文章かシンボルマークか又は両方を記載することとしているが、欧州では複数の言語がありシンボルマークが多い。また、PSCの技術基準とJISの表示とを分けて考えるべきであろう。何れにしる内容を、ただし書等で補足説明することとする。
51	若井	17/6.3.1	「この安全情報は、」→「下記の安全情報は、」	「この」が指すところが不明です。	「この」が指し示す内容は「下記の」ではなく、6.1の「安全情報」であるため、「安全情報には、ライターの種類に応じて次の内容を記載する」に修正。
● 52	森廣	17/6.3.1	「たばこ、葉巻又はパイプの火を点けるため以外に使用しない」と規定してはどうか	多目的ライターに「たばこ、葉巻又はパイプの火を点けるために使用しない」と規定されているため、その逆の表現を規定してはどうでしょうか。	ご指摘の内容は理解できるため、ISOとの整合上、問題がなければ追加しても良いと考える。関係者で要検討。 ★ご指摘の内容は理解できるが、形状等の関係もあり、ISOとの整合上原案どおりとする。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
53	河村	17/6.3.1~ 18/6.3.2	6.3.1に、必ず（どんな種類のライターであっても）記載する二つの文章と、a～eの「ライターの種類に応じて」記載するものが書かれていますが、これは多目的ライターの方の記載の仕方の方が良いのではないか。（必ず記載するもので1項目。種類に応じて記載するものに1項目）	左に同じ。	ご指摘どおり、多目的ライターと記述を揃える。
54	河村	18/6.3.2	「使用時に、ライターの種類に応じて適切に記載する。」の意味が不明。一つ上の意見とあわせて、6.3.2は、「ライターの種類に応じて次の内容を記載する」とし、現在6.3.1にあるa～eに続けて、6.3.2のa, bをf, gとして記載するほうが良いのではないか。	左に同じ	ご指摘どおり、多目的ライターと記述を揃える。
55	荒木	18/6.4 b)	“子供から遠ざけるシンボル”の再検討	ISOのシンボルの図案が日本で「子供」と認識されづらいと懸念される。絵表示の最大の目的は「子供の使用防止」を瞬間的に認識させることであることから、日本人に分かりやすい図案を採用するべきではないか。	ご指摘のとおりだが、ISOの国際規格のシンボルを再検討するのは時間がかかるため、現時点ではISOどおりとした。
56	森廣	20/6.5.2 c)	記載すべき事項として、「注入が終了したとき、点火する前にライターをふき、手を乾かす。」又は「注入後は、ライターを使用するまで2分間待つ」のどちらかに統一してはどうか。	ライターでは「注入が終了したとき、点火する前にライターをふき、手を乾かす。」とあり、多目的ライターでは「注入後は、ライターを使用するまで2分間待つ」とあるため。	ISOに整合上そのままとしたい。 ○「2分間待つ」は多目的ライター＝ガスライターに関する注意。 （ガス注入直後は着火しにくい。また、注入時に溢れたガスが周囲に残っている可能性を考慮しての注意だと思われる） ○「ライターをふき、手を乾かす」は液体ライター＝オイルライターに関する注意。（ライター表面や手にオイルが付着したまま点火するのは危険なため） 従って、上記を統一することはできないと考える。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
●	57 喫煙具協会	20/7	ライターには、見やすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を記載する。 ↓ ライター本体（燃料タンク等の内部部品を含む）若しくは取扱説明書、製品パッケージ等には、見やすく、容易に消えない方法で次の事項を記載する。	注入式の高級ブランドライターや形状の小さい、細いライター等、ライターによっては、ライター本体の見やすい箇所に製造年月（又は略号）を表示することは難しいため。 製造年月（又は略号）の表示箇所については、できる限り許容範囲を広くしていただきたい。 なお、製造年月の表示は他の品目でも義務付けられているのでしょうか。	今後PSCマークとの関連があると思われるため、要検討としたい。 ただし、トレーサビリティの確保の観点から、劣化があるものは、義務化されている。 ライターの場合、CR対策済みのものであることを明確にするために追加した。略号は例えば、2010年6月を10.6とした場合。 （乾電池、ゴムなどにもその例がある。） ★スペース的に細いライターには厳しい。JISマークとPSCとの関係もある。等の意見があり、ISOの規定内容どおりとすることとした。
●	58 小澤	20/7	「ライターは見やすい箇所に、安易に消えない方法で次の項目を記載する。」は削除して。 3つの項目を7.1・7.2の2項目に分け記載する。 ・7.1 製造業者若しくは販売業者又はその略号若しくは登録商標を永久的に表示しなければならない。 ・7.2 製造年月日若しくはその略号又は製造番号若しくはロット番号等を容易に消えない方法で表示しなければならない。	・「見やすい箇所」に表示できないモデルもあり削除。 ・全ての内容が「安易に消えない方法」ではいけないと考え削除。 ・新設：7.1項は「永久的」表記が必要と考える。 ・新設：7.2項は「安易に消えない」表記で良いと考える。	JISでは“永久的”の表現は（難しいため）用いないのが一般的。 詳細に付いては、再度検討としたい。（喫煙具協会様の意見の時と併せて検討したい。） ★スペース的に細いライターには厳しい。サンプル数も含めJISマーク対象ではないと考え、PSC対象である。等の意見があり、ISOの規定内容どおりとすることとした。
●	59 小澤	21/附属書A	A.1 A.2の意味が分からない、簡単な言い回しに変更して頂きたい。	内容が理解出来ない。（下記、附属書Aの内容含め）	委員会にて検討したい。 ★詳細は、後日文章化について検討する。
	60 小澤	21/附属書A	A.1の「望ましい」とA.2最後の「確実にする」との相反した表現記載があるが、「確実にする」が良い	相反した表現であり矛盾する。	両方とも「should」であるため、「望ましい」とする。
●	61 小澤	21/附属書A	ここに記載されている%は、出荷品の炎品質許容%を示しているのか。	もし、出荷品の許容品質%であればレベルが悪すぎる。	WGで要検討。（メーカー各社様同じご意見であるか？） ★社内規格はもっと厳しいはずであるが、経年変化を考えたAQLであろう。ISOどおりとしたい。

番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント (案)
62	喫煙具協会	21/附属書A A.2	であることを確実にする。 ↓ であることが望ましい。	「多目的ライター」の附属書Aの該当部分と表現を合わせるため。ISO9994と合っているかご確認願います。	
63	若井	21/附属書A、22/参考文献	英文は、insetですが、「インセット」「インセント」の訳語です。統一してください。		「インセット」に統一。
64	若井	22/参考文献	「火炎の高さが・・・記録され又は製品が安定した通常の流通が確立される場合」→「火炎の高さが・・・記録され及び製品が安定した通常の流通経路が確立される場合」	この方が良いのでは？	修正案：「火炎の高さが・・・記録され、また製品が安定した正規分布(normal distribution)となっている場合」
65	若井	22/参考文献	[3]の訳語がありません。		対応JISを含め、参考文献の記載方法を見直す。
66	若井	22/参考文献	「非適合品が除外されたロットから取り除かれる場合は」→「非適合品が、非適合として除外されたロットから取り除かれる場合は」	この方が良いのでは？	修正案：「ロットから、不適合品が取り除かれている場合は」
● 67	小澤	22/参考文献[2]	MIL-STD-105DはANSI-ASQCZ1.4-1993にすべき。	内容は一緒だが、現状はANSIが世界基準では。	ISO9994ではMILスペックであるため、JIS又はISOを引用することが望ましい。JISではJIS Z 9015シリーズが該当する